

○京都海区漁業調整委員会委員の公募状況 終了時公表

1 漁業者又は漁業従事者 公募 6人（推薦6、応募0）

番号	推薦を受けた者又は応募した者										推薦した者						
	推薦又は応募	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営状況		漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者である	応募理由	団体名称	設立目的	代表者又は管理人の氏名	構成員数	主な事業及び活動内容	推薦理由	
							漁業種類	経験年数									
1	推薦	津田 嘉春	漁業	65歳	男	S48年3月 S48年4月～現在 H12年2月～H17年12月 H25年6月～H28年6月 R元年6月～現在	共栄学園高等学校卒業 漁業に従事 小橋漁業協同組合理事 京都府信用漁業協同組合連合会 監事 京都府漁業協同組合監事	釣漁業	47年	○		京都府漁業協同組合	水産業協同組合法に基づき、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	代表理事組合長 西川順之輔	1,852名	・水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 ・組合員の事業又は生活に必要な物資の供給、共同利用施設の設置 ・組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売 ・船だまり、船揚場、漁礁 その他組合員の漁業に必要な設備の設置 ・組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業 ・組合員の共済に関する事業 ・組合員の福利厚生に関する事業 ・漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん ・漁業共済組合の委託を受けてするその事務 ・漁業用海岸局の開設及び運営	津田嘉春氏は、昭和48年から漁業に従事し、釣、筒漁業など多岐に亘る漁業を営み、舞鶴市大浦地区の漁業実態に精通するとともに、合併前の漁協では理事を務めるなど、地元内並びに隣接する地区との漁業調整や3地区が共同で利用する海域での漁業行使などの調整に尽力してきた。 この他、京都府信漁連の監事を歴任し、現在では、京都府漁協の総代並びに監事を務めるなど、府内漁業の振興・発展に向け指導力を発揮している。 よって、海区漁業調整委員として十分な能力を有していることから推薦するものである。
2	推薦	川崎 芳彦	漁業	67歳	男	S46年3月 S46年3月～現在 H7年3月～H17年12月 H18年1月～H21年12月 H22年1月～現在 H28年8月～現在	京都府立水産高等学校卒業 漁業に従事 舞鶴漁業協同組合理事 舞鶴市漁業協同組合理事 京都府漁業協同組合総代 京都海区漁業調整委員会委員	トリガイ養殖	49年	○		京都府漁業協同組合	水産業協同組合法に基づき、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。	代表理事組合長 西川順之輔	1,852名	・水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 ・組合員の事業又は生活に必要な物資の供給、共同利用施設の設置 ・組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売 ・船だまり、船揚場、漁礁 その他組合員の漁業に必要な設備の設置 ・組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業 ・組合員の共済に関する事業 ・組合員の福利厚生に関する事業 ・漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん ・漁業共済組合の委託を受けてするその事務 ・漁業用海岸局の開設及び運営	川崎芳彦氏は、昭和46年から漁業に従事し、小型機船底曳網漁業、潜水、養殖漁業など多岐に亘る漁業を営み、京都府沖合・舞鶴湾内の漁業の実態に精通するとともに、共同漁業権の行使や調整を図る舞鶴支所漁業権管理委員会の委員長を務めるなど、地元地域の漁業調整に指導力を発揮している。 また、平成28年からは、京都海区漁業調整委員会委員に就任し、府内沿岸漁業の振興・発展並びに漁業調整に尽力している。 よって、海区漁業調整委員として十分な能力を有していることから推薦するものである。

3	推薦	狩野 安德	漁業	63歳	男	S55年3月 S59年11月～現在 H13年1月～H14年12月、H17年1月～現在 H30年3月～R元年6月 H30年3月～現在 R元年6月～現在	東海大学卒業 漁業に従事 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会監事 京都海区漁業調整委員会委員 京都府信用漁業協同組合連合会理事	定置網漁業	35年	○		京都府漁業協同組合	水産業協同組合法に基づき、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的地位を高めることを目的とする。	代表理事組合長 西川順之輔	1,852名	・水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 ・組合員の事業又は生活に必要な物資の供給、共同利用施設の設置 ・組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売 ・船だまり、船揚場、漁礁 ・その他組合員の漁業に必要な設備の設置 ・組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業 ・組合員の共済に関する事業 ・組合員の福利厚生に関する事業 ・漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん ・漁業共済組合の委託を受けてするその事務 ・漁業用海岸局の開設及び運営	狩野安德氏は、昭和59年から栗田漁業生産組合にて定置網漁業に従事し、現在は同組合の組合長として、漁業経営の安定・向上に向け指導力を発揮している。さらに、京都府定置漁業協会の理事として、経営体間の調整や沖合い漁業との調整に尽力している。 また、個人としても刺し網、かご網漁業を営み、宮津市海区の漁業実態に精通するとともに、現京都海区漁業調整委員として府内の漁業調整に尽力している。 よって、海区漁業調整委員として十分な能力を有していることから推薦するものである。
4	推薦	八木 一弘	漁業	79歳	男	S35年3月 H8年3月～H11年3月 H11年3月～H15年12月 H16年1月～H25年7月 H16年2月～現在 H16年6月～H25年6月 H22年1月～R元年6月	京都府立宮津高等学校卒業 伊根漁業協同組合専務理事 伊根漁業協同組合代表理事組合長 伊根町漁業協同組合代表理事組合長 京都海区漁業調整委員会委員 京都府信用漁業協同組合連合会代表理事会長 京都府漁業協同組合理事	釣漁業	60年	○		京都府漁業協同組合	水産業協同組合法に基づき、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的地位を高めることを目的とする。	代表理事組合長 西川順之輔	1,852名	・水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 ・組合員の事業又は生活に必要な物資の供給、共同利用施設の設置 ・組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売 ・船だまり、船揚場、漁礁 ・その他組合員の漁業に必要な設備の設置 ・組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業 ・組合員の共済に関する事業 ・組合員の福利厚生に関する事業 ・漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん ・漁業共済組合の委託を受けてするその事務 ・漁業用海岸局の開設及び運営	八木一弘氏は、昭和35年に伊根漁協に奉職し専務等の要職を務め、その後、専務・組合長を歴任するなど、地元地区の指導者として伊根町管内の漁業・漁村の発展に向け、強い指導力をもって牽引した。 また、平成16年から現在まで京都海区漁業調整委員会委員を16年に亘り務め、府内漁業調整並びに沖合い漁業との調整に尽力し、本府沿岸漁業の振興に大きく寄与してきた。 よって、海区漁業調整委員として十分な能力を有していることから推薦するものである。

5	推薦	石倉 尚正	漁業	66歳	男	S48年3月 S53年1月～現在 H10年2月～H15年12月 H27年11月～現在 H28年6月～現在 R元年6月～現在	京都府立宮津高等学校卒業 漁業に従事 新井崎漁業協同組合理事 有限会社新井崎水産代表取締役 京都府漁業協同組合監事 京都府漁業協同組合代表監事	定置網漁業	42年	○		京都府漁業協同組合	水産業協同組合法に基づき、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的地位を高めることを目的とする。	代表理事組合長 西川順之輔	1,852名	<ul style="list-style-type: none"> ・水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 ・組合員の事業又は生活に必要な物資の供給、共同利用施設の設置 ・組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売 ・船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置 ・組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業 ・組合員の共済に関する事業 ・組合員の福利厚生に関する事業 ・漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん ・漁業共済組合の委託を受けてするその事務 ・漁業用海岸局の開設及び運営 	<p>石倉尚正氏は、昭和53年に当時の新井崎漁業協同組合が自営する定置網漁業に従事し、以後漁協の理事に就任し、定置網漁業の経営に携わり、地元地区の指導者として伊根町管内の漁業・漁村の発展に向け、強い指導力を発揮している。</p> <p>また、京都府定置漁業協会の理事として、府内各定置網漁業経営体との調整やクロマグロをはじめとした資源管理の推進に尽力し、本府沿岸漁業の振興に寄与している。</p> <p>よって、海区漁業調整委員として十分な能力を有していることから推薦するものである。</p>
6	推薦	村岡 繁樹	漁業	64歳	男	S48年3月 S48年4月～現在 H22年3月～H24年3月 H25年10月～現在 H26年3月～R元年6月 R元年6月～現在	京都府立網野高等学校卒業 漁業に従事 湊漁業協同組合理事 湊漁業株式会社代表取締役社長 京都府漁業協同組合監事 京都府漁業協同組合代表理事副組合長	定置網漁業	47年	○		京都府漁業協同組合	水産業協同組合法に基づき、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的地位を高めることを目的とする。	代表理事組合長 西川順之輔	1,852名	<ul style="list-style-type: none"> ・水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 ・組合員の事業又は生活に必要な物資の供給、共同利用施設の設置 ・組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売 ・船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置 ・組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業 ・組合員の共済に関する事業 ・組合員の福利厚生に関する事業 ・漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん ・漁業共済組合の委託を受けてするその事務 ・漁業用海岸局の開設及び運営 	<p>村岡繁樹氏は、昭和48年から漁業に従事し、釣漁業や刺し網漁業等を営み、また、平成25年10月からは湊漁業株式会社の社長に就任し、地元基幹漁業の経営に携わり安定した経営に大きく寄与している。</p> <p>湊漁業協同組合理事に就任後は、京都府1漁協の実現や地元漁業調整にその指導力を発揮した。</p> <p>この他、令和元年には京都府漁協の代表理事副組合長に就任し、府内全体の漁業の振興・発展に向け指導力を発揮している。</p> <p>よって、海区漁業調整委員として十分な能力を有していることから推薦するものである。</p>

2 学識経験者

公募 3人 (推薦0、応募3)

番号	推薦を受けた者又は応募した者										推薦した者					
	推薦又は応募	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営状況		漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者である	応募理由	団体名称	設立目的	代表者又は管理人の氏名	構成員数	主な事業及び活動内容	推薦理由
							漁業種類	経験年数								
1	応募	葎矢 護	団体役員	66歳	男	H18年4月～H25年3月 京都府農林水産部水産課長 H25年4月～H27年3月 京都府農林水産技術センター海洋センター所長 H27年4月～H28年6月 京都府水産振興事業団専務理事 H28年6月～ 京都府水産振興事業団理事長				京都府の漁業振興に寄与するため、府海洋センターでは栽培漁業や資源管理型漁業についての試験・研究について、府水産課及び府水産事務所では、漁業調整や普及・指導について取り組んでまいりました。 改正漁業法の施行により、今後さらに資源管理が重要となることから、海区漁業調整委員会の担う役割は益々大きくなります。そこで、これまでの経験や知識を活かし、持続的な京都の漁業の実現に向けて貢献したいと考えます。						
2	応募	益田 玲爾	大学教員	55歳	男	1996年4月～1998年3月 日本学術振興会 海外特別研究員としてイギリス駐在 1998年4月～2000年3月 ハワイのThe Oceanic Instituteに Research Scientistとして勤務 2000年4月～2003年9月 京都大学農学部付属水産実験所助手 2003年9月～2020年3月 京都大学フィールド科学教育研究センター舞鶴水産実験所 准教授 2020年4月～現在 同 教授				2000年に京都大学舞鶴水産実験所へ着任して以来、京都府沿岸の魚類の出現状況について調査するとともに、水産生物の飼育実験に取り組んできました。また、水産生物の資源や生態に関する教育も担当しています。研究に際しては、府内の漁業者にお世話になる機会も多あります。こうした経緯から、これまで京都海区漁業調整委員会の委員を2期務めました。研究者としての視点から、京都海区における持続的な漁業に貢献したいと考えています。						
3	応募	池田 香代子	旅館経営	64歳	女	京丹後 宿 おかみさんの会 会員 平成26年 農林水産省・経済産業省・国土交通省の地域産業資源活用事業計画に係る認定を受ける(未知なる海の京都・丹後海岸の魅力をマスターが直伝・丹後マイスターツーリズムの開発・提供) 平成26年 京丹後龍宮プロジェクト設立 代表 平成28年 はばたく中小企業小規模事業者300社に認定 平成29年 京都府農林水産業功労者表彰 平成30年 一般社団法人京丹後龍宮プロジェクト設立・京丹後龍宮トラベル開業 令和元年 京都府あげほの賞受賞				平成8年に京丹後市でうまし宿とト屋を開業して以来、「丹後の魚や蟹・海にこだわった」仕事を展開しています。平成21年には海業の取り組み、漁師さんが案内するジオパーク遊覧・魚釣り体験・定置網漁体験を実施。その後「京丹後龍宮プロジェクト」を立ちあげたことで、地元漁業と他業種とを結びつけ、地元漁業の経営を応援するとともに地域の活性化に努めています。 また、現在の京都海区漁業調整委員会の委員を務め、京都府漁業の状況についても把握しています。京都の漁業の持続的な発展に向けて、今後も貢献していきたいと考えています。						

3 利害関係を有しない者 公募 1人（推薦0、応募1）

番号	推薦を受けた者又は応募した者										推薦した者					
	推薦又は応募	氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営状況		漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者である	応募理由	団体名称	設立目的	代表者又は管理人の氏名	構成員数	主な事業及び活動内容	推薦理由
							漁業種類	経験年数								
1	応募	吉本 秀樹	伊根町長	65歳	男	H18年11月～現在 H20年 9月～現在	伊根町長 京都海区漁業調整委員会委員			これまで14年間にわたり、伊根町長として地域振興に力を入れてまいりました。また、京都海区漁業調整委員会の委員を公益代表として12年間務めてきており、京都府の漁業の状況やこれを取り巻く環境についてもよく理解をしております。これらの経験を活かし、引き続き京都海区の漁業の安定と発展のために尽力したく応募するものです。						